

H21.1.22

◇里親に研修受講が義務化されます

児童福祉法の改正により里親の研修受講が義務化され、平成21年4月以降は、原則、知事が認めた所定の研修を修了した者のみが新里親となります。
 よって、過去の里親委託状況や研修受講状況を勘案し、里父、里母ともに所定時間数の研修受講が必要となります。
 この度、県から奈良県里親会に委託して、まずは実習が免除される現在里親委託中の里親等を対象に下記のとおり『里親認定前研修』を実施します。
 また、年度内に対象となる研修等を案内しますので、里母、里父ともに都合の良い日を選択し、2単位以上になるよう研修を受講

○申込先：奈良県中央こども家庭相談センター 里親委託推進員 田口、または担当ケースワーカーまで

	月日	曜日	研修名	主催	時間	単位	参加申込	
							里父	里母
①	1/30	金曜日	専門援助講座『軽度発達障害と特別支援教育』	児童家庭支援センターてんり	13:30～16:00	1		
②	2/27	金曜日	里親研修～里親認定前研修～	奈良県里親会	9:45～16:00	2		
③	3/8	日曜日	里親セミナー『子どもたちの命を見つめて』	中央・高田こども家庭相談センター	13:00～16:00	1		
④	3/13	金曜日	里親研修～里親認定前研修～	奈良県里親会	9:45～16:00	2		

◇里親認定前研修の案内

児童福祉法の改正により平成21年4月以降、原則、里親に研修が義務づけられます。
 この度、県が奈良県里親会に委託して、実習が免除される現在里親委託中の里親等を対象に下記のとおり『里親認定前研修』を実施します。里父、里母ともに都合の良い日を選択して受講して下さい。

- 月 日：平成21年 2月27日（金）或いは平成21年 3月13日（金）
- 時 間： 9：45～16：00（12:00～12:45食事休憩、昼食は各自準備願います）
- 主 催：奈良県里親会（県からの委託事業）
- 場 所：奈良県中央こども家庭相談センター2階会議室
- 対象者：現在、里親委託中の里親等
- 申込先：奈良県中央こども家庭相談センター 里親委託推進員 田口、または担当ケースワーカーまで
 TEL：0742-26-3788、FAX：0742-26-5651

H21.1.22

☆里親登録に必要な研修

区分	登録時期区分	委託状況別区分
A	【H22.3.31迄の経過措置】	現に委託児童を養育中の里親
B	平成21年 3月31日迄に里親登録されている	平成21年 4月 1日現在委託していない里親 ①3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者 ②3年以上の委託児童の養育経験がある者 ③過去2年間(H19.4.1～H21.3.31)のうちに委託経験のある者
C		B以外の里親
D	平成21年 4月 1日以降	①3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者
E	の新規里親希望者	D以外

		受講内容別の里親区分					研修内容		
		A	B	C	D	E	科目	時間	具体的内容
基礎研修	講座・演習	×	×	×	×	1日程度	里親養育論 養護原理 児童福祉論 里親養育演習	60分 60分 60分 120分	里親制度の基礎Ⅰ 保護を要する子どもの理解について(ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題) 地域における子育て支援サービスについて(ex地域における相談・各種支援サービス等) 先輩里親の体験談・グループ討議(ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの)
	実習					1日程度	養育実習		(児童福祉施設の見学を主体にしたもの)
認定前研修	講座・演習	1日程度 ※1	2日程度 ※1	2日程度 ※1	2日程度 ※1	2日程度	里親養育論 発達心理学 小児医学 里親養育援助技術	120分 60分 60分 180分	里親制度の基礎Ⅱ(里親が行う養育に関する最低基準) 里親養育の基本(マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等) 子どもの心(子どもの発達と委託後の適応) 子どもの身体(乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養) 関係機関との連携(児相、学校、医療機関)
							里親養育演習	60分 120分	里親養育上の様々な課題(実親との関わり、真実告知、ルーツ探し) 子どもの権利擁護と事故防止 先輩里親の体験談・グループ討議(ex養育に関するノウハウ)
				2日程度 ※1			実習		子どもとの関わり
			×	×	×	2日程度		45分 45分 45分 45分 60分	施設長の説明 家庭支援専門員の説明 保育士、児童指導員または心理士の説明 栄養士の説明 Q&A
	実習	×	×	×	2日程度				

※1 直近5年間に都道府県が行う研修、その他都道府県が適当と認めた研修を受講しており、その研修内容が当該認定前研修に相当すると認められる場合には研修の一部又は全部を免除できる。

☆里親登録の更新に必要な研修

		受講内容別の里親区分			研修内容				
		A・B・C			D	E	科目	時間	具体的内容
更新研修	講座・演習	1日程度			×	×	児童福祉制度論 発達心理学 里親養育演習	60分 60分 60分 120分	社会情勢、改正法など(ex児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正等) 子どもの発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解) 養育上の課題に対応する研修(ex養育上の課題や対応上の留意点)
	実習	1日程度※2					実習	300分	意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換) ※2 未委託の里親の場合必要